

## 学校給食費についての大切なお知らせ

## 1 学校給食費の公会計化について

堺市では、**令和6年4月**から学校給食費の取扱いを、学校ごとに徴収・管理する「私会計」から、市で徴収・管理する「公会計」へ移行したことに伴い、学校給食費の支払い先が、学校から堺市へ変更になりました。

## 2 「学校給食申込書」及び「預金口座振替依頼書」の提出について

学校給食の提供にあたっては、学校給食の申込みについて確認する「学校給食申込書」と、学校給食費を口座振替するための「預金口座振替依頼書」の提出が必要となります。

つきましては、同封の「**学校給食申込書**」及び「**預金口座振替依頼書**」に**必要事項をご記入いただき、返信用封筒（本書類が入っていた封筒）に入れ、速やかに学校へご提出いただきますようお願いいたします。**

なお、一度手続きすれば、堺市立学校（小学校・中学校・特別支援学校）への進学・転校の際、再度の手続きは不要です。

(1)「**学校給食申込書**」 学校給食の提供に必要な手続きとなります。

最終ページの記入例を参考に必要事項をご記入ください。本申込書は、児童・生徒1人につき1枚の提出が必要です。

また、本申込は電子申請システムから手続きが可能です。電子申請を希望される方は、下記の URL 又は QR コードからアクセスして手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、電子申請された場合は、紙による申込書の提出は不要です。

**※「預金口座振替依頼書」は、紙による提出が必要ですのでご注意ください。**

○電子申請システム

- ・(URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/1d134b7a-20da-4867-8aca-6b22e062e338/start>)

(2)「**預金口座振替依頼書**」 学校に口座を登録されている場合も改めて手続きが必要です。

◎学校給食費は原則、口座振替による納付となります。

金融機関への届出は堺市が行います。

記入、押印にあたっての注意点は次のとおりです。

- ・金融機関の口座は**保護者名義の口座**を記入してください。
- ・必ず、お届出印欄に銀行の届出印を押印してください。
- ・届出印は鮮明に押印してください。
- ・書き間違えた場合は、二重線を引き、訂正印を押印してください。

## 【取扱金融機関】

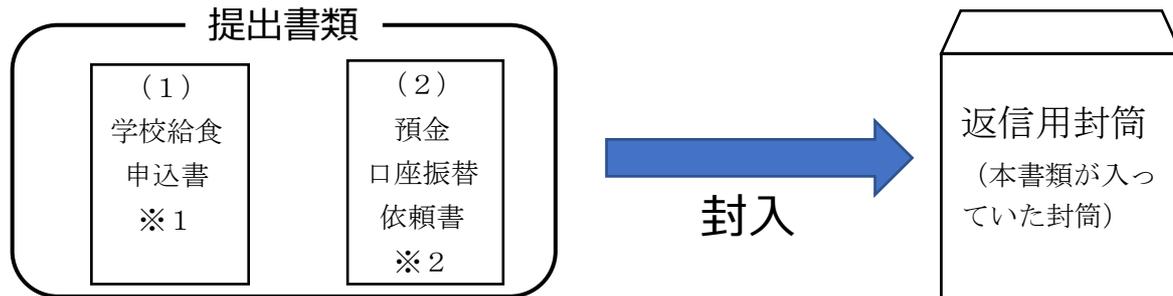
銀行	信用金庫	その他
みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・三十三・京都・関西みらい・池田泉州・南都・紀陽・阿波・伊予・徳島大正・ゆうちょ	大阪信用金庫・大阪厚生信用金庫・大阪シティ信用金庫・大阪商工信用金庫・永和信用金庫・尼崎信用金庫	大同信用組合・成協信用組合・のぞみ信用組合・近畿産業信用組合・ミレ信用組合・近畿労働金庫・堺市農業協同組合・大阪南農業協同組合

➤ 学校給食費以外の経費は、学校が指定する金融機関の口座から別途引落します。

➤ 振替手数料は不要です。

## 【提出方法】

提出書類は速やかに学校へご提出ください。



※1 電子申請された場合は、紙による申込書の提出は不要ですが、「預金口座振替依頼書」は紙による提出が必要です。

※2 1枚の依頼書で児童・生徒3人まで手続きが可能です。

提出の際は、1枚目の表紙と4枚目の本人控えを切り取ってお手元に残していただき、2枚目と3枚目をご提出いただきますようお願いいたします。

## 3 学校給食費について

令和6年度の学校給食費及び口座振替日（納付期限）は次のとおりです（年9回）。

納付金額は、現在の目安です。今後、学校給食費は変更することがあります。

		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
口座振替日 (納付期限)		7月25日	8月26日	9月25日	10月25日	11月25日	12月25日	1月27日	2月25日	3月25日
納付 金額	小学校 ※中学年の場合	5,500円	精算額							
	中学校 ※全員喫食制 実施校の場合	6,820円	精算額							
	支援学校 ※中学年の場合	5,250円	精算額							

- 学校給食費は最終的に1年間の給食実施回数に応じてお支払いいただきます。学校給食費の「精算」は、第9期で実施します。
- 口座振替日が土日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日が振替日となります。
- 口座振替日（納付期限）に、残高不足等により口座引き落としができなかった場合は、翌月10日（土日・祝日の場合は翌営業日）の再振替日に再度口座引き落としを行います。  
※手続きの都合上、再振替ができない月があります。
- 年間納付金額及び各期別の納付金額は、毎年7月頃に通知します。
- 食物アレルギー等により、学校給食の全部又は一部の提供を停止する場合は、学校にご相談ください。
- 食物アレルギー等により牛乳やパン又はご飯を停止した場合は、納付金額を減額します。

## 学校給食費の納付手続に関するQ & A

### Q1 預金口座振替依頼書の提出が遅れた場合はどうなるのか？

A1 提出が遅れた場合、口座振替ができない場合があります。その際は、堺市が発行する納付書により 金融機関 又はコンビニエンスストアで納付してください。

次の納付期限に合算して口座振替をすることはできませんので、ご注意ください。

## Q 2 食物アレルギー等により牛乳やパン又はご飯を停止する場合はどのような手続が必要か？

A 2 「食物アレルギー対応依頼書」及び「学校生活管理指導表」を、各学校が指定する期日までに学校に提出する必要があります。詳細は学校にご相談ください。その後、牛乳やパン又はご飯を停止する場合は、市への届け出が必要です。

## Q 3 生活保護又は就学援助を受給している場合は？

A 3 生活保護制度や就学援助で、給食費の援助を受けている場合でも、給食費の還付口座等に利用するため口座登録が必要です。  
お手数ですが、「学校給食申込書」及び「預金口座振替依頼書」の提出をお願いします。

## Q 4 ゆうちよ銀行を利用する場合の預金口座振替依頼書の書き方は？

A 4 ゆうちよ銀行を利用される場合の預金口座振替依頼書の書き方については、以下のとおりとなります。

### <通帳の基本>

① 番号は最大8桁で、8桁未満のときは前ゼロが省略されています。  
最後の桁は必ず「1」です。

② 記号は「1」と「0」で囲まれた5桁で構成されています。

右記通帳のように記載されている場合、下記の通りに記入します。

通帳記号・・・左詰めで記入します。

通帳番号・・・右詰めで記入します。

番号が8桁未満の場合、

前ゼロを付加し8桁にして記入します。

### 通帳（見本）

記号 11940

番号 1234561

おなまえ

ゆう ちよ 銀 行	契約種別	通帳記号					※	通帳番号（右づめでご記入ください。）							
	30	1	1	9	4	0		0	1	2	3	4	5	6	1
	フリガナ	サカイ ハナコ											お届出印(2枚目)		
	口座名義人 (納入義務者)	堺 花子													
	払込先口座番号	00910-9-961068			払込先加入者名	堺市会計管理者									

※欄は、通帳の記号の後にハイフン(-)と数字がある場合のみご記入ください。

### ▶問合せ先

## 教育委員会事務局 学校給食課 担当:管理係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-7489 FAX：072-228-7256

URL ([https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/gakko/yutakana/hoken/gakkou\\_kyuushoku/index.html](https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/gakko/yutakana/hoken/gakkou_kyuushoku/index.html))

・QRコード



# 学校給食申込書記入例

・学校給食費負担者となる保護者等の方の氏名、フリガナ、児童・生徒から見た続柄、住所、連絡先をご記入ください。  
 ※連絡先は携帯電話番号をお勧めします。

・記入した日をご記入ください。

学校給食申込書

(申込日)  
 令和 6 年 4 月 1 日

堺市長 殿

私（保護者等）は、学校給食について以下のとおり申し込みます。学校給食費については、堺市が指定する期日までに遅滞なくお支払いします。また、下記に記載の＜注意事項＞＜同意事項＞を厳守します。

・お子様が在籍する学校名及び学年、組、番をご記入ください。  
 ・お子様の氏名、フリガナをご記入ください。

保護者等 (納入義務者)	フリガナ	サカイ ハナコ	児童・生徒から見た続柄	母
	氏名	堺 花子		
	住所	〒 590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号		
	連絡先 (電話番号)	※携帯電話等日中に連絡の取れる連絡先 080 - 1234 - 5678		
児童・生徒 (給食喫食者)	学校名	堺市立 堺第一 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">小学校・中学校</span> 支援学校・分校 小学部・中学部		
	どちらかに☑してください	<input type="checkbox"/> 新小学 1 年生	<input checked="" type="checkbox"/> 6 年 3 組 8 番	
	フリガナ	サカイ タロウ		
	氏名	堺 太郎		
学校給食の提供について (どちらかに☑してください)		<input checked="" type="checkbox"/> 申し込みます ※学校給食の一部でも提供を受ける場合を含む。 <input type="checkbox"/> 申し込みません ※食物アレルギーその他のやむを得ない理由による。		

・学校給食の提供について、いずれかに☑を付けてください。  
 ・食物アレルギー等により一部欠食となるお子様についても、「申し込みます」に☑を付けてください。  
 ※別途、「食物アレルギー対応依頼書」及び「学校生活管理指導表」を学校に提出する必要があります。詳細は学校にご相談ください。

＜注意事項＞

- 1 この申込書は、児童・生徒（給食喫食者）1人につき1枚ずつご記入ください。
- 2 児童・生徒（給食喫食者）への学校給食の提供期間は、特に申し出がない限り、小学校の入学から中学校の卒業（又は市外への転校）までとします。
- 3 この申込書の納入義務者又は学校給食の提供について変更が生じた場合は、届け出が必要です。
- 4 1週間以上の欠席、転出等により、給食を停止（再開）する場合は、平日7日前までに届け出が必要です。
- 5 食物アレルギー等により、学校給食の全部又は一部の提供を停止する場合は、学校に相談の上、必要書類を学校に提出してください。その後、牛乳又はパンの提供を停止する場合は、届け出が必要です。
- 6 自然災害等による学校臨時休業時については、学校給食費の返金はありません。また、学級閉鎖時については、学級閉鎖の翌々日から学校給食費を返金します。
- 7 学校給食費を納付期限までにお支払いいただけない場合は、遅延損害金を請求することもあります。
- 8 学校給食費の滞納が続き、支払う意思が見られない場合、法的措置を講じることがあります。

＜同意事項＞

- 1 この申込書をもって学校給食の管理運営目的に利用するため、堺市及び堺市教育委員会が有する個人情報（学齢簿情報、就学援助情報、生活保護情報、特別支援教育就学奨励費情報、児童手当及び特例給付に係る情報）を学校給食課に提供し、関係する組織間で共有することに同意します。
- 2 学校給食費に滞納が生じた場合、学校給食課が債権の回収に必要な範囲内において、保護者等（納入義務者）の個人情報を調査・取得し、関係する組織間で共有することに同意します。